

第28回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会 議事概要

日 時 平成29年10月27日(金曜日)

午後4時00分～5時50分

開催場所 辻堂市民センター 第1談話室

出席者

委員長	松本 喜夫 (辻堂地区自治会長・町内会長連絡協議会)
委員	関岡 壽夫 (辻堂まちづくり会議)
委員	小川雄二郎 (辻堂地区防災協議会)
委員	野中 富央 (辻堂地区社会福祉協議会)
委員	石田 節代 (辻堂海岸団地自治会)
委員	金子 節子 (辻堂公民館評議員会)
委員	池田 潔 (辻堂市民センター)
委員	宮原 伸一 (市民自治推進課)
委員	黒澤 卓司 (生涯学習総務課)
	村田 裕治 (生涯学習総務課)
委員	岡田 茂雄 (総合市民図書館)
委員	齊藤 康 (地域包括ケアシステム推進室)
委員	工藤 秀明 (消防総務課)
	鈴木 真也 (消防総務課)
委員	佐藤 繁 (教育総務課)

欠席者

委員	松原 和憲 (建設地近隣町内会等)
----	-------------------

事務局

	内田美智夫 (辻堂市民センター)
	大岡 誉和 (市民自治推進課)
	近藤 清志 (市民自治推進課)

その他

	岡 健志 (公共建築課)
	椎谷 猶行 (公共建築課)
	斎藤 啓介 (株式会社 国設計)
	小坂 貴志 (株式会社 国設計)
	松尾 隆志 (株式会社 国設計)

傍聴人

7人

配布資料

1. 会議次第
2. 出席者名簿(資料1)
3. 前回(10/6)委員会の確認について(資料2)
4. 平面図(1～3F及び屋上) 断面図
5. 交通図
6. 津波避難スペースへの避難経路の検討
7. 施設のイメージについて

1 開会

委員長

定刻になりましたので、第28回辻堂市民センター公民館建設検討委員会を開催させていただきます。今回も傍聴を認めておりまして、定数5ですが、7名の方に傍聴していただきます。

事務局から傍聴人の方へ注意事項をお願いします。

事務局

事務局からご注意申し上げます。傍聴者の方におかれましては、録音、録画をしないようにお願いします。また、資料の持ち帰りなど、その取扱につきましては会議の最後に決定しますので、万一、途中退室される際には、資料を席に残して退室していただきますようお願いいたします。

委員長

傍聴人の皆様、よろしくをお願いします。

議題に入る前に事務局から、本日の資料の確認をさせていただきます。

事務局

事務局から資料の確認をさせていただきます。

「次第」と書いてあるホチキス止め資料、A3版の平面図に係るホチキス止め資料、「交通図」が2枚、「津波避難スペースへの避難経路の検討」、最後に「施設のイメージについて」となっています。

2 議題

委員長

円滑に議事を進行したいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは、議題の「(1)確認・報告事項」について、事務局の方からお願いします。

事務局

資料2に基づいてご説明します。前回、10月6日に開催された委員会の確認をさせていただきます。

検討事項として、「提案された議題(2015年9月の自治会による緊急アンケート)について」が取り上げられました。2015年(平成27年9月)に辻堂海岸団地自治会が、辻堂海岸団地1号棟及び2号棟を対象として実施したアンケートについて、議題とするよう委員から提案があった、というものです。このアンケートの後に、地区全体説明会や近隣説明会を開催して、建物を北側に配置する計画に係るご意見もいただいてきたこと、また基本設計をまとめている現段階では、アンケートの内容を再検討し、基本構想からやり直す必要がないことから、議題として取り扱わないことにしています。

続きまして、「周辺道路について」ですが、これはA3横置き「計画交通図」を合わせてご覧いただきたいと思っております。

改築事業用地の北側道路「C」と「J」の間は、現況どおり、双方向通行で変わらずということになります。

また、改築事業用地の南側道路の「D」と「E」の間は、現在「D」から「E」に向けての一方通行になっていますが、これを双方向通行に変更しています。

改築事業用地の西側道路の「J」と「E」の間については、北から南に向けての一方通行にします。現況は双方向通行ですが、これを北から南に向けての一方通行に変更することで、委員の意見が一致しました。あわせて、南側道路と西側道路の交差点、地図では「E」とされているところを、北から「E」に向かう車を左折禁止にできないか確認することとしました。「E」から東の方に車が進入しないようにできないかという確認になります。

このように周辺道路についての意見が一致したことから、早急に近隣住民へ説明をすることになりました。これについては、後ほど、検討事項の中で事務局から改めてご説明します。

次に、「福祉避難所の位置づけ、津波避難動線について」です。前回、危機管理課から福祉避難所の位置付けや運用についての説明を受けました。この中でバリアフリー対応、プライバシーの確保が求められ、また、防災拠点本部が機能するようWi-Fiや通信配線、自家発電設備を設置するよう求められたところです。

津波避難動線については、前回の委員会で検討することができませんでしたので、本日、ご検討いただくこととなります。以上が前回委員会の確認です。

続きまして、「庁内ヒアリングについて」を説明させていただきます。

国設計

庁内ヒアリングについて、報告させていただきます。

10月13日(月)に、生涯学習総務課、市民センター・公民館、市民図書館、地域包括ケアシステム推進室の職員の方々にヒアリングを実施させていただきました。内容については、施設管理上の要望など、様々なご意見をいただきました。その中で何点か、プランに関わる項目がありましたので、そこを中心に報告させていただきます。

まず、今日配布の平面図をご覧ください。

1点目として、1階の「地域交流スペース」の拡張です。地域交流スペースのところをご覧くださいと、面積として「87㎡」という数字が書いてあります。前回までは、部屋面積72㎡で、外部にテラスを設けていました。そのため部屋が狭くなっていたこともあり、強い意見として部屋の面積が小さいので、テラスを中止して部屋面積を大きくしたいということでした。今日配布した図面では、87㎡まで拡張させていただいています。

この87㎡の広さですが、イメージしていただきやすいのが、小・中学校の教室ですが、これが概ね60㎡です。ですから、教室の1.5倍くらいと考えていただくと分かり易いと思います。1教室の1.5倍というのは、われわれが特別教室と言う広さ、例えば、図工室とか、家庭科室とかの広さです。

2つ目として、1階の「相談室(1)」の配置変更についてご説明いたします。1階平面図で、地域包括支援センターの上に「相談室(1)、11㎡」という部屋がご覧いただけますでしょうか。この「相談室(1)」は、前回までは地域包括支援センターの窓口と、市民センター事務室の間に位置していました。利便性が良いということでそこに配置していましたが、実はその配置では地域包括支援センターの窓口が限定的なものになり、窓口の開口部分が十分に取れないということがありました。そのため、この「相談室(1)」の配置を再検討させていただきました。

それで、「相談室(1)」は、落ち着き、静けさが必要だということもありますので、エレベーターホール側の奥の方に寄せた配置に変更しました。当然、扉等で音は防いでいましたが、位置を移動することで地域包括支援センターの開口部が大きく取れるように変えられること、また事務室との連携も良くなるということもありますので、ご意見をいただき、調整をとったところです。

それから3つ目として、1階の「階段室2」についてです。東側のメインの入口の風除室と書いてある下に位置している階段です。この階段は、前回までは風除室の中から階段室の中に入る計画になっていて、そこにしか入口がありませんでした。そこからしか入れないことになると、外から入ってきた人が職員の方々の目に触れずに中に入ってしまうということが起きるので、この風除室の下にある「階段室2」に入る入口を、「階段室2」の左側に開口部を設けて、そちらから入るようにした方が良さそうのご意見がありました。なぜなら、事務室には必ず職員の方がおりますので、人が入って来たことが確認しやすいということで、調整をしました。この図面には、風除室側にも扉が書いてあるのがご覧いただけると思いますが、これは「階段室2」から風除室側に出られる避難用の扉です。風除室側からは階段室には入れないような鍵を設置すれば、施設管理上も安心して使っていただけるというご意見をいただいたので、調整しました。

次に、1階駐車場内には、「消火設備室」を設けさせていただきました。場所は駐車場の上方に「階段室1」がありますが、その下にポンプ室が元々ありました。その左側に、「泡消火設備機械室」が設けられています。これは、駐車場部分の消火の方式上、この消火機械室を作る必要性があることがはっきりしてきましたので、部屋として確保させていただきました。

実は、この部分に前回まで「車椅子駐車場」がありました。この車椅子駐車場は、左側の方に移動して屋外に寄せて設置してあります。ですから、台数は減らしていません。この図面では分かりにくいと思いますが、この車椅子駐車場の乗降場所の上に庇を大きく出して、雨に濡れないようにしてあります。次のページを見ていただくと、そのちよ

うど直上に「屋根」とあります。やはり車椅子駐車場は、雨の日も濡れずに乗降できる方がいいということがありますので、そのような調整を含めて変更させていただきました。

それから5つ目として、「自動販売機置場」について話し合ってくださいました。これについて、図面で説明をしますと、この施設には2ヶ所の「自動販売機置場」を設けた方がいいというご意見がありましたので、図に記載しています。文字が小さくて分かりにくいのですが、1階の地域交流スペースに1ヶ所、先ほど87㎡に拡張させていただきましたが、その文字の左上のところに「自動販売機置場」と書かれています。

それから次のページをご覧ください、2階に体育室がありますが、上下足を履き替える必要がありますので、その入口部に前室を設けてありますので、そこに「自動販売機置場」に1ヶ所設けるのが良いという意見をいただきました。以上の2ヶ所が、この施設内で、例えば飲みものであるとかの自動販売機を配置することによって、使い勝手が良くなるのではないかと、というご意見をいただきました。図面の中に、置場としてプロットしたところです。

それから最後、6つ目ですが、2階平面図をご覧ください。「防災備蓄倉庫」が設けられていますが、実はこの「防災備蓄倉庫」は西側のテラスからの入口が確保できていませんでした。やはり、外部のテラスからも搬入ができないと使い勝手が悪いので、外側にも扉が必要であるというご指摘をいただきました。ドアサイズの大小等は今後、変更できますから、この防災備蓄倉庫に屋外からの「扉」を1ヶ所、設けました。

この「扉」が、なぜ今まで設けられなかったかといいますと、2階テラスから3階屋上に上っていく外階段が邪魔をしていたからです。その階段は、「外階段B」と書いてありますが、この階段を下側の南側の方にずらしても上れることを確認してありますので、図面のように南側にずらしました。

ヒアリングに関して、プラン的に調整をさせていただいたところの報告は以上です。

委員長

それでは、議題(2)の「検討事項」に入りたいと思います。

まず、「周辺道路について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

前回の建設検討委員会の検討結果を踏まえまして、10月20日に道路交通について関係機関と協議しました。その結果をご報告させていただきます。

改築事業用地の南側道路については、ガードレールを全て外して、双方向通行にいたします。その際、改築事業用地の南西の角ですが、南側道路からの右折に支障がないように、隅切りをしました。

西側道路は、前回の検討委員会では北から南に向けての一方通行にすることとしていましたが、当面の間、現況どおり、双方向通行のままにするという検討をしています。これは、施設ができることによる交通量の変化などが分からない段階で、道路規制を変更してしまうと、万が一、不具合が生じた場合、すぐ元に戻すことができないので、西側道路を現況のままにして様子を見るためです。市民センター・公民館の供用開始後、交通量等の状況が分かってから、安全上支障があるなど、近隣の方から要望等があれば変更する、ということです。

また、西側道路と南側道路の交差点は、左折禁止にはできませんでした。

委員長

ただ今、周辺道路の説明がありましたが、委員の皆さんはいかがでしょうか。

B委員

この話を持ち帰りまして、全部の会合ではなかったんですが、一部で会合を持ちました。センターの利用者の車が団地の中に入ってくるのはいかがだろうかという話がありました。

はじめの計画では50台の車ということだったので、南側に入口を持ってきたのはうなずけるが、21台くらいだったら東側から出入りできないのか、そうすればこんな問題を何回も話し合いすることもないじゃないかと、その検討会で指摘を受けました。確かにそうだなと思いました。

もう1点は、入ってきた車は東側道路から入ってくるわけですが、そして入ってきて、中に入ります。そうしたら、そこから出ていく時は、入ってきた方向に出ていくことにしていただけないか。なぜかという、両方向に左右に分かれて

車が出ると、そこで車が交差するのではないかと、ぶつかるのではないかと。それで道も狭いので、何台か車が連なった時に待機する場所が、駐車場出入口のところはオートバイ置場だと思うんですが、そこを1台だけ待機できる場所にはできないんじゃないかと思います。道路からすぐに駐車場になっていますので、明治市民センターみたいに奥が深ければ問題はないんですが、駐車場がすぐにあると、たぶん遮断機か何かを作らなければならないと思うんですが、バイク置場のところは駐車賃か何かを取る場所になるのかなと想像するんです。そうしますと、次の車が路上で待機することになる。そして出てくる車がそこで交差することになるわけです。

ですから、入ってきた車がまた同じ方向に出ていくと、現状の車の動きになるという意見でした。一方通行のままずっと西方向に行きますと、「F」から曲がって、オーケースタアの南側の「B」に行く抜け道になるんじゃないか。「G」からは横浜方面には行けませんから、結局、「F」で曲がって「B」を通過して、「A」に行くというかたちの抜け道になる。私たちはセンターが出来て良くしていただきたいのに、なぜ犠牲にならなくちゃならないのか。いくら公道と言いながらも生活道路であるということですから、出てきた車が元のところへ帰るといっていい方向にしていきたいと言っていました。

C委員

図面上ではないのではありませんが、東から駐車場に出入りするということなのですか。

B委員

東側は現在、目一杯に建物が建つのですが、南側に建物が来ればそれができるんです。

C委員

基本構想時点の元に戻れば、それが解決できるという話ですね。

B委員

八千代エンジニアリングさんが考えた案であれば、できるんです。

それが50台の時には、小学校の正門があるために不可能であると法的に聞いたものですから、やむを得ないということがあったんです。今は台数が少なくなったので、今の元県職員のアパートの出入口のところから車の出入りができるかなという住民の声でした。

C委員

現状の基本設計案をベースにして、東側の何かを設計変更してということではなく、南側配置案の場合は、ということですね。

B委員

ですから、それらも基本設計からきちっとやっていないから、こういうことになっちゃうと思うんです。

公共建築課

今の中で、お話できる範囲で説明します。

南側道路の駐車場出入口には、「入口ゲート」は付けない予定です。

南側道路の駐車場の出入口に、「満車・空車のサイン」を付けたいと考えてますが、関係機関と協議した時には、南側道路と東側道路の交点「D」にも付けておいた方がいいのではないかと話もありました。全部で21台、そのうち5台が公用車ということですので、全体的な影響としては少ないのではないかなと思います。それで、先ほど、B委員から説明があったように、交通量は実際に建物ができてみないとどうなるか分かりません。南側道路はこの施設に出入りする直接の道路なので、影響がある範囲で「ガードレール」を外せば6m幅の道路になりますので、双方向通行は問題が無いでしょうということでした。

ただ、西側道路は直接出入口があるわけではない。「E」を北方向から左折禁止、右折だけにするとか、この施設ができるので規制を変えるというのは、まだ交通量がつかめていない中では難しい。従って、西側道路は現況のまま

にしますというお話でした。先ほど言われていた、南側道路から北側道路に抜けていく車が、実際に開放する利用者の15台の車がどの程度、西側道路へ入って行くのかは、今つかめていない状況です。

駐車場の出入口に、右折出庫ではなく、「左折出庫」という表示をすれば、東側道路に戻るというかたちになります。B委員のお話の全部が反映されるとは言えませんが、そういう話が先日の関係機関との協議の中でありました。

委員長

私は理解ができない。南側道路の「D」から「E」までは双方向通行になるんですよね。ですから、団地の中には入らないで、東側道路へ出られるということですよ。

公共建築課

駐車場出入口で、左折出庫という意味で「右折禁止」という表札を出してあれば、基本的には、南側道路を西側には行かないで、東側道路の方に抜けます。

公共建築課

道路交通法のルールとして南側道路が双方向通行の場合、駐車場から出る時にも、右折で出ること左折で出ること法律上は可能です。ですが、施設内の看板として、「左折で出庫してください」と案内をすれば、東側に出ます。最近、よくスーパーなどにある案内標識です。

委員長

「F」から「B」の道路と、「H」から「E」の道路の利用度は少なくなるわけですね。

公共建築課

そうです。施設ができる段階で、西側道路を双方向通行から一方通行に変えてしまうと、なかなか元に戻せないということです。出入口に看板を立てて、左折で出てくださいと表示することで団地内に入ってくる車がなかったとしても、元の双方向通行にはなかなか戻せない。住宅の区域内に車が入ってくると予測して規制を変えてしまうのはリスクが高いのではないかとということです。

まずは、駐車場から左折で東側に出ていく方策を実施してみて、事が足りるかどうか、様子を見たらどうでしょうかということです。

委員長

左折出庫でやってみて、どうしてもということなら変更も可能ということですね。

市民自治推進課

当面は、南側道路の「E」と「D」の間を双方向通行にして、市民センター駐車場から出庫する場合は、敷地内看板というか「左折の標識」を設置するということです。

B委員

その他の道路は現況と同じですよ。

市民自治推進課

現況と同じです。西側道路の「J」から「E」は、市民センター・公民館が開いている日にちを見ながら、交通量とかを調査しながら、例えば、一方通行が必要であれば、そのように変更する可能性も含めておく。ですから、南側道路の「E」から「D」の間の道路を双方向通行にする以外は、現況どおりです。

B委員

「E」から「J」の間の西側道路は生活道路ですから、茅ヶ崎の方からカーナビでは、国道134号を通過して団地の方へ向かって、そこへ出てくるんです。だから私は、辻堂海浜公園のところから、今度できる市民センターの前を通過して、西側道路の「E」から「J」の間の道を通って入ってくる時があるんです。現況は狭いですが、生活道路ですので、そのままにしてほしいというのが住民の意見です。学童保育のお迎えもありますから、西側道路は現況どおりということをお願いします。

A委員

辻堂海岸団地の住民の方が、市民センターに車で行く時はどう通りますか。例えば、1、2号棟の方々の場合は、

B委員

東側道路を通過して入ってくるということです。

A委員

そういうコンセンサスは取れるわけですね。

B委員

そういうかたちになるかと思うんです。

そうすると、住宅の中にセンター利用者の車は入らないので、生活の方だけが入る。

A委員

そう言うのはなぜかという、さっき言われていた駐車場の「満・空車表示」が「D」に付けるという時と、もしも場合によったら「E」にも付けなくちゃならないかなと思った。

委員長

それは両方付けなきゃ駄目ですよ。

A委員

いや、でもそっちから入ってくることはないんでしょう。

公共建築課

それも関係機関との協議で、「E」に「満・空」の表示を付けてしまうと、西側道路で待つ車が出るんじゃないかと心配していて、「E」には付けない方がいいという話が出ました。

A委員

すると「D」だけだね。いや、だから先ほどの住民の方は東側道路へ出てから、外を回ってと言うんじゃないくて…。

B委員

よろしいですか。図面で言いますと、「B」から入って「I」、「J」、「E」に行きまして、「E」から東は双方向通行になりますので、「D」に行く。ですから、西側道路の「E」を曲がって入ることになるんですが、駐車場入口から東の部分だけを双方向通行にはできないんですか。

公共建築課

施設特定の規制になるので、そういうことはできないと言われていました。

D委員

私も駐車場の入口までを双方向通行にして、その先は一方通行にしたままでいいと、最初から言っているんだ。

でも、駄目と言われたんだ。道路の真ん中で区切って規制を変えるのはね。しょうがない。

あとは駐車場から出た車が右に曲がって、県道戸塚茅ヶ崎線の道路に出るっていうのがあんまりなければ、だから、メインは東側道路に出るようにした方がいい。東側道路に出るのがデメリットになる人は少ないと思う。右折出庫する場合、他の地区から来た人は特に、その地域の中の分かりにくい道路を通るから。だから、行き慣れた道路の方に出ちゃうんじゃないかと思う。

その辻堂駅南海岸線と書いてある東側道路の方に好んで行くんじゃないかとは思う。西に向かって、細い道路に行くよりは、東側道路に出た方が、結局は広い道に出るからね。

B委員

東側道路に出る時に南側に高い万年塀があるので、昔からすごく見通しが悪いわけです。だから私は、自分で運転するならそっちには出たくないと思います、怖い。東側道路の歩道を自転車が突っ走って来ますから。

A委員

元々、今のガードレールを付けたのは、海に来る人の路上駐車が嫌なので付けたんだ。今度は、南側道路の「E」から駐車場の出入口までのうち、北側の半分がほぼ死に地になっちゃうのじゃないか。駐停車禁止の表示板は、どこに付けますか。

公共建築課

それは協議によります。

公共建築課

南側道路が双方向通行になると、今後、西側道路を北から来て「E」で左折して南側道路を「D」へ抜ける車の動線もあるわけです。そうなった時に、その「死に地」には、やはり路上駐車はできない。供用開始の後、また規制を考えることになると思うんです。例えば、西側道路を朝昼の左折禁止にするとか、駐車禁止の標識を立てた方がいいとかが出てくると思うんです。

南側道路を双方向通行にするので、その部分にはガードレールは付けられないという話です。ガードレールの片側を取ると車道の幅が4.5メートルとなり、それが両側にある現況では、車道幅が3メートルなんです。

D委員

問題点をもう1回、整理して教えてほしいんですが、南側道路が西から東へ抜けられるようになるという以外に、現況から変更があるんですか。

委員長

ないです。

D委員

その南側道路が、西から東に出られる道路として加わるわけでしょう。今までと何が違うかということ、広い道路に出る方向が加わっただけで、現況よりも出やすくなるわけです。

影響があるとすると、センターに来た人が地域の中の道路に入り込むのがあって、嫌だということですね。そうすると、西側道路の「J」と「E」の間を南から北に行かせないようにすれば入らないのですが、それは地元の人たちが使うから「J」と「E」の間は今までどおりしてくれと言っている。

そうしたら、何も反対する理由はないじゃないですか。

西側道路の「J」と「E」は今、双方向通行ですね。そして交通量を見た結果で、西側道路を、北から南への一方通行にするかどうかを考える。だから、南から北に行く道路の一方通行はやめる。でも、今のところは急に変更すると、後で戻すことが困難なので、交通量を調べてからやりましょうということだ。

住民は、南から北にも、今までどおり、生活をしているから行かせてほしい。だが、市民センターを使う人には「E」から「J」の方向に行かせたくない。

皆さんが仰っていたのは、駐車場の出口では右折させないで東側道路に出させるということ。市民センターが出来てから、もしも交通量が多くなるようだったら、「J」から「E」のところは市民の方は使えなくなるけど、一方通行にすることも今後の検討になっているよ。それで、どこに問題があるんですか。

委員長

そこまで来ているんだから、いいんです。

C委員

私は分からないところがあるんです。1つは、交通法規で行う右折禁止・左折禁止というのは法律的な標識ですが、それ以外に、住民の実状を配慮して、このようにしていただきたいという誘導の表示をすることでやっていこうというのが、今までの話だと理解していいですか。

委員長

はい、そうです。

C委員

先ほども具体的な例として出た湘南モールフィルですが、私自身もあそこを使うんです。できるだけ右折はしないようにお願いしますというモール側の表示があるんです。

法的には曲がってもおかしくはないんですが、実際にそれをやると、いきなり左から来る車に接触するおそれがある。だから、これは守ってくださいとモール側の表示があって、それに従っているが、法的なものではない。

委員長

今、皆さんからご意見をいただいたとおり、このかたちで実行してみて、交通量とかを見た結果、不便さがあったら再検討して、もう一度直すということも確認を取っておりますので、これでよろしいでしょうか。

A委員

1点だけ、質問です。くだらない質問ですが、もしも車で来て、駐車場に停まれなかったら、どこが市民センターに最も近い駐車場になりますか。

事務局

コインパーキングは周辺にあまり無かった気がします。

B委員

確かに有料駐車場はありません。オーケースタアの駐車場は、一般車も止められます。1時間 500 円かな、結構高いんです。

1,000 円以上買えば1時間は無料になるんですが、普通では500 円。コンビニは買い物をしなくちゃ駄目です。あとは駅の方へずっと行ったところにはありますけどね。

消防総務課

市民センター周辺の交通に関するところで、もし駐車場が満車だった時の表示が東側道路から見えたとして、駐車場待ちをする車が消防署の前に並ぶことになる。

駐車場待ちは道路の反対側なのですが、この消防署はハシゴ車があるので、かなり道路を大きく回っていく可能性もあるということです。道路標示は公安委員会の指定ですが、道路交通法の駐車禁止とはまた別の指定なので、

関係機関と協議していただいて、消防署の車庫前は「ゼブラゾーン」を設置していただけたらありがたいと思います。

国設計

消防署を設計する場合、通常車庫前にゼブラゾーンが必要になります。手続き的な確認はありますが、今回も必要と思います。

委員長

ただ今、事務局からも説明があり、また委員さんからもご意見をいただきましたので、これで進めていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

続きまして、津波動線につきまして、国設計さんからご説明をお願いします。

国設計

「津波避難スペースへの避難経路の検討」をご覧くださいながら、スライドでも同じものを投影してご説明します。

この資料は、紙面の左下が1階、左上が2階、右上が3階、右下が屋上という図面になっています。

確保する津波避難スペースについては、かなり多くの議論をしてきたところですが、この図面では青い矢印で、それぞれのスペースにどう逃げ込むのかを書いてみました。まず、この建物の津波避難スペースは、屋上部分あるいは外部空間に作ります。避難スペースは5ヶ所を想定しています。

まず、「津波避難スペース」と書いたところは、市民センターの2階で、テラスと書いてあるところです。地上から4mくらい上がったところですが、ここに一定の人々が上がることができるスペースを確保しています。ここへどうやって逃げ込むかですが、地上階の東側の道路側から見える津波避難用スロープを使って上がっていきます。このスロープ勾配は1/12です。そのスロープが2階に続いていて、この「津波避難スペース」に至るということです。このスロープの有効幅員は約2mを想定しています。

次に、「津波避難スペース」と図面に書いてあるところがありますが、市民センターの3階の高さで、2階のテラスの真上にあります。

ここにはどうやって至るかという、先ほどの2階のテラスに、スロープを使って「津波避難スペース」に上がって来られた人々が、更に図面に「外階段B」と書いてあるこの階段、先ほどの説明で位置調整をした階段ですが、これを使って2階のテラスから3階に上がる経路を確保しています。この外階段Bは、今の計画では幅員約1.5mを想定しています。

それから「津波避難スペース」ですが、これは市民センターの屋上階で、3階のホールの上部に当たる部分です。3階のホールの上に広い屋根を津波避難スペースとして位置付けています。

このスペースにはどう至るかと言いますと、地上階からスロープを使って2階に来て、その2階から外階段Bを使ってその上の3階に、そこからは「外階段C」と呼んでいる外階段を使って、更にその上の設備スペースになっている屋上に上がる。その設備スペースの南側に避難ルートを確保しまして、そこを伝わって上がっていけるルートを作りました。

以上が市民センター側に確保する「津波避難スペース」の場所とその経路の確認です。

次に、「津波避難スペース」と書いてある部分、これは平常時は消防職員が訓練スペースとして利用する予定の部分です。この部分にどういう経路で逃げ込むかという、地上を走って逃げてきた人々が、この東側に開いた中庭と言いますか、建物間にスペースがありますので、ここから入って行って、そこに消防の方がいつも訓練などで使う外階段があります。この外階段は、「外階段A」という名前を付けましたが、この外階段Aを使って、3階に至ると、この避難スペースに逃げ込むことができます。この外階段Aの幅員は1mです。

また、「津波避難スペース」ですが、これは消防出張所の屋上であって、訓練スペースの一部にもなっています。先ほどの訓練スペースは3階にありましたが、更にその上の屋上階にも消防の方の訓練スペースを確保しています。この訓練スペースには、外階段Aから至ることができるような経路があります。他には、先ほどの市民センター側の外階段B・Cを上がって来て、ホールの上に逃げ込む経路がこの外階段に隣接しており、市民センターの屋上

に避難する人が多かった場合、消防出張所の屋上はまだ空いているとなれば、相互の行き来ができるような計画となっています。

これには、消防出張所の階の高さと市民センターの階の高さを、今後、慎重に検討していかなければならないのですが、それによっては変わってきます。できれば緊急時には行き来ができるように計画を進めていくべきだと考えています。

以上の津波避難スペースの面積ですが、これらを合計すると約 480 m²になります。これは少し狭く見込んでいますが、今後手すりを付けたりなどの話が出てくるし、設備のスペースなども出てくる可能性があるため、少なく見積もり、480 m²は切らないようにしたい。

これは、仮に1人当たりの面積を 0.6 m²として試算してみると、約 800 人収容の規模になります。これは2階の部分を含んでいます。3階以上の部分の収容人員を試算してみると、約 650 人が3階よりも上に確保したスペースに逃げ込むことができます。

委員長

ただ今、津波避難の動線の説明がありました。皆様、お分かりいただきましたでしょうか。お気付きの点がありましたら、ご発言ください。

D委員

素晴らしい計画を、ありがとうございました。十分に 800 人、無理したら 1,000 人くらいを屋上近くに逃げさせられることができ、大変いいかなと思います。1階から2階への避難のために、津波避難用スロープを作った趣旨は何だったかという、歩いて行けない人のためでした。ですから最初は、車で来て2階で下ろしてもらおうと思ったんですが、車椅子はなんとか押して行けるだろうというくらいに思いました。そこで、左上の図面2階のテラスのところまで車椅子の人は来ることができます。そして、車椅子の人はそこから外階段を使って3階に上がります。幅は 1.5m です。車椅子の人はどうやって上がるのでしょうか。自分で、車椅子でここに避難して来た人は、津波が来た時に、誰かに抱えてもらわないとなりません。

2階から3階に行く建物の中の「階段室1」は、2階から3階に行けるよね。この幅は 1.5m くらいでしたか。

国設計

幅は、だいたい 1.8m くらいです。階段というのは通常使う時に広すぎても危ないんです。通常の使い方では、ちょっとよろめいた時に、ある程度の距離のところの手すりとか壁がないと逆に危ない。そのまま落っこちてしまうので。階段というのはあまり広くし過ぎるのも、通常の使い勝手として問題も起きてくるんです。だけど今回は、海の近くでするので階段はなるべく広くということがありますので、1.8m くらいで検討しています。2m まで取れるかどうか、ちょっと無理かなというところです。

D委員

だから、私のお願いというか質問は、その趣旨に合ったかたちで十分な努力をしているとは、ちょっと思いづらい。屋内の階段を使うのが実際的だと思うけど、例えば、斜めの板を階段にスポンとはまるようにして、そこをともかく押すかたちで車椅子を上を持っていく。これはいろんところで既にやられていて、売っているのもあるんです。要するに、自転車が上がるような狭い幅で、車椅子の幅にそれをなんとか作って、踊り場でぐるっと回って、また上に行く。両脇から抱えることが無理であれば、下から押すかたちでいいから、3階へ上られるようにしたい。3階から屋上までは諦めてもらうのかもしれないが、3階まで行ければ大多数は助かると思うので、そこまではできるんですという施設にしたい。

危機管理課とか消防の方とかが、俺が抱っこして上げてやると言ってくれればね。この階段室を通して上まで消防の人が屋上まで持って行ってくれりゃいいんです。約束してくれれば、でもそんなに人もいないし、ということで、もうちょっと知恵をなんとかと思いました。

国設計

板をはめて上がるという話は、ずっと検討しているのですが、もしそれをやるとすると、やはり階段室1がいいと思います。それはなぜかと言うと、階段室1は通常最も使われる階段だと思うんです。そのために、蹴上・踏面を緩勾配で設計しようとしていたんです。

D委員

スロープで2階に行ったら、階段室1の目の前に出てくるわけだろう。

国設計

テラスを通じて、建物の中に入れます。鍵の工夫によって、できると思います。

その中に入って階段室1がありますが、階段室1はこの建物の中で1番、段が低くて、踏むところが広い。

お年寄りでもその階段を使っていただけるような、緩勾配と言いますが、緩い勾配の階段にしたいんですね。ですから先ほどおっしゃっていただいた、板をはめて、それで上れるようにしようということが本当にできるのであれば、階段室1がいいと思います。

D委員

いいと思います。ともかくそういうようにして、いざとなったら周りの人に押してもらえれば、3階までの避難は確保されるんです。そう言えない計画ではまずいと思います。

公共建築課

車椅子の人が来て板を引き、車椅子を押したときに、その板を片付ける人がいないと、後から人が上りにくくなる。

D委員

いやいや、こんな幅の狭いやつだよ。幅全部に板を設置するのではない。車椅子って、車輪が2つあるだけだから。

国設計

その板を設置しても、上れる階段部分がある程度残っているのですか。

D委員

残っている。だから、横から持ち上げることはない、下から押すんだ。ただ車輪を板に乗せるわけ。広い板でないから、階段を埋めるわけではない。

E委員

スロープになるんですか。

D委員

だから、いざっていう時だけなんだよ。

公共建築課

そのいざっていう時は、かなりの人が避難して来た時です。それをやるよりは、車椅子の人をおんぶするなりなんなりして上げてしまう方が早い。

D委員

でも、それを前提にすると、おんぶしてくれる人がいないと。そのところは分かるけど、そういう手立てで最後までやっておいて、押す方がいればやっていけるんです、というくらいまでしておいた方がいいと思う。市長さんに説明がつかない。

市民自治推進課

3階までは基本的にハンディキャップのある人も安全に上がれるようにというのを、ハード、ソフト両方から考えるということですね。

D委員

そうです、ホールもあるし。エレベーターを使えない時でも、3階のホールを使うことは可能だということにしてあげばいい。知恵の絞り方でなんとかなると思います。というか、知恵を絞らないといけないと思います。

B委員

建物を建てる時は、エコのことも考えなくちゃいけないと思う。

私は、前から言っているんですが、コスト面のこと。いろいろと考えてきますと、避難用のスロープですが、これもすごく経費がかかるものです。太陽光発電はどこに置くのかと、先ほどから見てもどこに配置するのか分からないんです。

これからの時代のことを踏まえて、今現在の建物がベターではなく、50年、70年の先も素晴らしい、先人はすごい作ったというのを作っていただきたいのが、私たち住民の願いです。

ですから、階段も急なのか、勾配がどのくらいなのか、ここでは分からない。小学校の階段が一番老人にも向くんです。そうすれば車椅子だって両サイドで持って行けるといこともあるかと思うんです。

国設計

今、B委員が言っていたので、お話ししたいと思います。小学校の階段は、蹴上15cm、踏面30cmくらいのもので。今、私たちは、そういうふうにしたいと思っています。

B委員

是非ともそうしてください。

国設計

メインの階段はエレベーターの近くに階段室1と書いてありますが、ここが最も使われると思います。ここは是非、そういった階段にしたいと思いますが、今、聞いていて考え方は同じだと思うんです。

B委員

私はそこがエコだと思うんです。3階まで元気な人は上がっていかれる。エレベーターを使わなくて、普段も上がっていけるのが、健康を維持することだと思うんです。なんでもエレベーターを使えばいいんじゃない、エレベーターを使わないで元気で上がっていられるのは、急な階段じゃない。急な階段では、やっぱりウツとなりますよ、はっきり言いまして。ですから、そうではなく、運動がてら歩いて行こうかなっていう階段ですと、車椅子も割と押していけるんですよ。

このスロープの長さも私は分からないんですが、辻堂駅のスロープがありますが、あれを押して子どもだったら上げられるだろうけど、大人の人を押して上がるのは、私は到底無理だと思っています。

公共建築課

スロープの勾配については、普通の車椅子の方だったら自力で上がれる方がいい。

B委員

電動であればいいのですが、どなたが押すのかも知りませんが無理でしょう。私たちはすぐに押してもらおう立場へ入ってきているわけです。消防署が側にあるが、消防車が全て出動しちゃっていると空ですから、誰もいないわけです。もしもの時はどうなるのでしょうか。

D委員

ここまで車椅子の方が来られる状況を考えると、自分で車椅子を回して来られる方もいらっしゃるでしょうが、どなたかが付いて来られる方が、ケースとしては多いと思う。全然ない時には、119番して消防に来てもらうくらいのことを考えるよりしょうがない。

公共建築課

実際は、スロープは普通に車椅子で生活されている方であれば上がれる勾配であるということです。

今、D委員が言われたように、実際にここまで来る方は、誰かが押してくれる場合が多いと思いますし、万が一の場合、避難する方がスロープを使うので、後には人がいるわけですから、押してもらえればそれでいい。

また、スロープがずっと続いているわけではなく、高さ75cm付近に踊り場という平らな部分が用意されていますので、そこで一休みができるようになっています。それほど急なスロープ勾配ではないと考えています。

A委員

津波対応地域で、初めて作られる市民センターなんです、この辻堂がね。この津波対策を本当に考えられて、今日、津波避難スペースとか経路とかをご提示いただいたのを大変嬉しいことだと思っています。

その中で我々は、津波に対する目玉としてスロープを作った。かつ、車椅子を配慮してこれを作っているわけで、3階に上がれる配慮は是非ともお願いしたい。一般の人は外階段で上がってもらって、車椅子の方はテラスから中に入ってもらう、階段で上がれるような発想ができればご検討いただけたらと思います。これは津波対応地域である辻堂が初めてなので、一つの前例となります。それなりの配慮を本当にお願したいと思います。

委員長

ただ今、津波避難の動線の確認をしましたが、これで準備に入りますのでよろしいでしょうか。

引き続き、国設計さんに施設のイメージについて、ご説明をお願いします。

国設計

「施設のイメージについて」と左上に書いてある資料で説明します。まず、この資料の目的ですが、施設の外観であるとか、あるいは地域交流スペースの雰囲気のようなものを、どういったイメージにしていったらいいのかを、今回は参考事例をいくつかご覧いただきながら、様々なご意見をいただければと思います。そういう目的で、この資料をご用意させていただきました。

資料は、施設のコンセプトとして位置付けられている「交流」、「安心」、「防災」を念頭に置いて、それらを施設のイメージに反映するためのキーワードとして想定してみました。「交流」、「安心」、「防災」というふうに単純に言っただけでは、なかなかイメージ化ができないので、転換をしてどういうことが考えられるかを検討したいと思います。

まず、コンセプトの1つである「交流」です。「交流とふれあいの輪を広げる」と伝え、「多様な地域の人たちが集い、交流を深める」としています。これを施設のイメージに反映するキーワードとして考えた場合に、例えば、「訪れやすく開かれた施設」の印象というのが重視されるのではないかと考えます。

事例1と書かれている写真ですが、埼玉県の上野市にあるピアラシティ交流センターの事例です。大変綺麗なものですが、これはアプローチ部分がガラス張りで、入ってみたいと思わせるような印象を受ける施設の事例です。また、アプローチが非常にシンプルですので、バリアフリー化が徹底していると、外から見ても思わせるような印象を持たせている施設であると感じます。

また、事例2ですが、これは長崎県の南島原市の原城図書館のラウンジの写真です。これを見ますと、中の子どもたちが本を読んでいるラウンジの風景ですが、ちょっと見ても分かるように、非常に明るい空間なんです。作り方としては、中と外が一体感のあるように作った、見通しが良く、外を歩いている人が、思わず入ってみたいくなるような事例の1つかと思います。訪れやすく開かれた施設として、なるべく近づけていくようなイメージで設計を進めていく必要性があるかと思い、事例を紹介させていただきます。

次に、コンセプトの「安心」です。「地域包括ケアシステムを支える」もので、「安心した暮らしをサポート」というコンセプトとして元々位置付けられているものです。これを施設のイメージに反映するキーワードとして考えてみたのですが、「親しみを感じる施設」の印象というのが重要視されるだろうと思います。

写真として掲載させていただきましたのが事例3です。真ん中の写真ですが、京都の上京区総合庁舎を取り上げています。これは、役場ですがエントランスがあり、木質化が図られていて、温かみがあって、アットホームな印象を受けます。役場には、昔はこういう雰囲気はなかったと思うんですが、最近の役場というのはこういう作り方をしているということです。公共施設ではあっても、親しみを感じるアットホームな作り方の事例として、こういうものもあります。また、この写真は、部分的に分かりにくいかもしれないのですが、吹き抜けがありますので居心地の良さというものも感じさせるのではないかと思います。コンセプトに位置付けられている「安心した暮らしをサポート」というものも印象として、こういうのを取り入れていくといいのではないかと思います。

それから事例4、下の真ん中の写真です。これは岡山市中区役所の外観写真です。これも変わっていて、木調のルーバーが所々に採用されている事例です。例えば、このルーバー調のものがないと固い、かちんとした、重い、冷たいクールな外観になったと思いますが、こういった工夫を取り入れることによって、建物の硬さであるとか、重さであるとかを軽減している事例だというふうに感じています。ただ、イメージ的にも環境性の高い建物の取組をアピールできる印象があるので掲載しました。

最後に、コンセプトの「防災」ですが、「防災」というものがイメージ的に何に繋がるのかということで、難しいと思いますが、私たちは一貫して「一体感」を重視しています。「防災」については、この建物は「一体感を感じる施設」でなければならない。そうしないと、「防災」というものをコンセプトの1つに位置付けていくのに、そういった印象が持たないということがあると思います。この施設は、消防出張所と市民センターと一緒に建てられるということが、大きな特徴なので、その部分でも一体感を感じさせることによって、日頃から消防の出張所の方々のいわゆる活動が感じられて、非常に防災意識が高まっていくと思います。是非、ここのところを閉鎖的に作るのではなく、でき得る範囲で大きな繋がりを作って、一体感を感じる施設をつくるということで、印象付けられるものになりたいと思っています。

事例の写真ですが、これは茨城県の土浦市消防署で、比較的新しい消防署です。この消防署は、消防署単体です。複合していません。ただ、この消防署で注目をしていただきたいのは、消防署の中に「見学デッキ」というのを作っているんです。これは、消防署にいろんな消防署に関わらない人々を招き入れて、通常の消防署の仕事や活動を知っていただくことに重きを置いているという事例です。ちょっとこの写真を見ていただくのもいいかなと思って、掲載しました。

下の写真も同じ消防署の風景ですが、その消防車庫もオープンな状態で作っています。このオープンな状況が、市民の皆さんの目に触れやすいかたちで作られている事例です。単体感というのはあるんですが、必要なところは今回の複合施設の場合でも同じような作り方もできると思います。こういうことを感じる施設ということがあって、防災意識の向上とかに繋がれたらいいなと思っています。

以上で施設のイメージについて、資料の説明を終わります。今日、見ていただいたこの写真から、お感じになっている意見を、是非聞かせていただければと思います。今後、建物のデザインとかを検討していきますので、そこで肝に命じておきたい内容として、意見を皆さんからお聞きできればと思っています。

委員長

ただ今、ご説明がありましたとおり、事例が入っておりますから、皆さまのイメージなんかもお聞かせいただきたいと思っています。

C委員

コンセプトのご説明で、だいたいのイメージは分かりました。

今まで我々がやってきたこと、この道は間違っていなかったと思う点があります。例えば、中の活動の様子が分かりやすいことが1番で、それから、ルーバー調のものを取り入れたらどうかということです。これは玄関を入った時の地域交流スペースの右側、それに続く図書室、これらは今まで議論を重ねてきたところです。

特に図書室とロビーとの間に壁を作らないように、中が見やすく開放感を取ろうとしたところです。それから、図書室と地域交流スペースを一体化したものにしようとしたところも、このコンセプトに盛り込まれた内容でした。

D委員

災害に強いということで、「防災意識が啓発」されるというコンセプトをアプローチしているような気がします。それは大事ですが、住民にとって「災害に強い」というのは、実は「安心」なんだと思う。

例えば、スロープがあって階段でなくても行けるよとか、全体を見た時に高さがあって津波をその高さで防護できるんだとか、もしくは避難の場所としてゆっくりとした対応ができるようなものとか、それが何かは分からないが、そんなイメージの方が、「一体感」を感じるというよりも、「安心」を感じるコンセプトだと思うし、ここがそういう場所だと思う。

防災活動学とかいうのは啓蒙活動だと思う。でもこの考えも入れるとすると、消防と向こうのところで、何かこう繋がったところで消防の方が見えるようなのはいい。今見えるのは中庭のところだけだよ。そこで消防が上から下へ降りるとか、ホースを干すとかじゃなくて消防車も見せたいよね。そんなデザインがあるといいなと思いました。

国設計

これは消防の方に、今後ご議論いただかなければならないと思うんですが、私共の方で消防の方にご提案をさせていただきたいと思っていることが1つあるんです。

中庭を通して、消防の車庫がありますが、これが北側のイメージになっているんです。これを許される範囲で、開放的に作る提案をさせていただきたいと思っています。

今、D委員が言っていただいたように、市民センター側の方では、2階とか3階にバルコニーを作っているんです。そこに、例えば子どもたちを招き入れて、社会科見学としてそのバルコニーでいろいろな説明ができるよとか、そういう時に外部のところだけしか見えないのではツールが少ない。それができるような、他にはない構成にできないかという提案を、差し上げたいと思います。

避難用スロープのところについては、東側の道路は人通りが多いので、そこから見た時に、ぱっとスロープがあって、ここから逃げられるんだというような見せ方を、是非したいと考えています。

D委員

例えば、片瀬の白百合学園の幼稚園か、小学校かにはスロープがあるんだ、見えるようにちゃんと。ドアは中から鍵が開くようになっているが、あそこに行けばいいって具合に、ぱっと分かるわけです。

A委員

開かれた政治というか、閉じて見えない政治よりも、見えることも一つの政治の側面を持っているので、市民センターが本当にオープンな場所だと印象付けられるような建物にしたい。それには、トランスペアレンシーな、透過性の壁を作るのが大事なポイントなんじゃないか。

例えば、事例2を見ても、松浪コミュニティセンターを見ても、壁側はトランスペアレンシーな開放性が基礎になっています。そのように、この役所の建物がどこから見ても開かれた建物というイメージを持たせて、まずその方向付けをしたいと思っています。

それともう一つ、これは2番目なんですけど、安心というよりも、上京区の総合庁舎の柱はどうなっているのか分からないが、新しい市民センターの柱の処理を窮屈じゃない柱に見えるようにしたい。

それと、子どもたちにとって消防のはしご車を見るのはすごく嬉しいんだ。事例の写真は、消防さんも本当に努力して、子どもたちが見えるような見学用バスを作ったり、地域の人たちが努力している。ここでも、子どもたちが喜ぶような消防出張所にしていただけたら嬉しいなと思います。

E委員

皆さんおっしゃったことと、私も同じなんですけど、今まで話をしてきた時に、いろいろ私の中にイメージがありました。皆さんもそうだと思うんですが、実際にこういう写真をいただくと、分かりやすいということとイメージが膨らむということです。それから、言葉から発想するイメージがこういう写真に左右されるのが良いとか悪いとかは別として、実際問題、こういうのがいいね、こういうのはもうちょっとこうの方がいいって、合理的な意見交換ができるから、今回はこういうのを出していただけてすごく良かったと思います。

「交流」、「安心」、「防災」って書いてありますが、すべては「安心」に繋がるんだというのがコンセプトにあって、確かめられました。要するに、人が出入りをする、消防署には消防車が入りをする、その中に「安心」っていうものが大事なんだと思うんです。そういうイメージで、こういう感じで描いて、いろいろないい案を出していただいて、実際にこういうかたちになるのを本当に楽しみに思っています。

B委員

消防出張所は、外で説明するよりも通路の安全面を確保したところで子どもたちが見たり、大人が見学したりっていうのは、とてもいいことだと思うんです。そういう先取りをするのが、この市民センター・消防署を作る目的じゃないかと思うんです。

時代の先取り。私はいつも断っているんですが、この向きはとても暗い市民センターなんです。確かに潮風は当たりませんが、南のところに消防署がありますから。潮風があるのは、藤沢の辻堂の特徴です。歴史と潮風のまちですから。その潮風に対してどういう建物にするか、鉄筋だといろいろと問題もありますし、木造の建物だとまたいろいろとあるので、腕の見せどころは設計屋さんかなと思うんです。潮風がとても強いので、そこも考慮しながら建物を作っていたきたいということです。

あまりにもガラス張りだと、風圧に耐久性のあるものでなくちゃいけない。それとコストがかかる。ですから、そのような痛しかゆしのところがあるんじゃないかと思うんです。太陽光発電も作るでしょうが、作りっぱなしでは駄目で、後の清掃とかのコスト面もありますから。この辺はカラスも多いので、屋根の下に巣を作ったりもあるんです。いろんな細かいところを考慮しながら建てなければならぬ場所だと思うんです。

体育室の下に駐車場を作ったので、泡の消火は当然で、これが無かったのも、私も違法じゃないかと思っていたんです。そうしたら、設計士さんから出てきたので、お金がかかるものが出てきたな、もっとかからないものを最初から構想していたら良かったんじゃないか。

遅かれ早かれ、もっといいのができるかと思しますので、期待しています。住民はそこを期待しているんです。

C委員

もう一つだけお聞きします。「親しみを感じる施設」というコンセプトの真ん中のところについてです。例として、柔らかい内外装の木質化などがあるんですが、一般論でいいんで、木質化をした場合に、内外装含めて木質のものを使うとしたら、B委員の言われるそのコストはどうなのでしょう。

簡単に言えることではないのは分かっていますが、大雑把に木質化するとコストかかるよとか、防災上、木だつて不燃や難燃のものを使う必要があるとか。そこを解説していただけたら助かります。

国設計

簡単にご説明しますと、この建物には内部と外部がありますが、いずれにしても木を使うということになりますと、相当なコストアップになります。その理由はいくつかあるんですが、規模的に、法規上からも、内外装に木を使った場合には、不燃化処理をしないといけません。

床はそうではありませんが、壁とか天井に使う木質系の材料は特殊な処理をしています。その処理、つまりその加工賃が、木材の材料費と比べると、断然高いのです。例えば、それを使うと、いわゆる不燃ボードみたいなものと比べて、正確には言えませんが、2倍どころの騒ぎではない、もっとも高いんです。

外装について見てみますと、外装は木質化を図ると耐久性に問題が出てくることもありますので、正直に申し上げて、我々の感覚からすると、今は「内外装の木質化」と書いてありますが、外部に対しては、例えば木調の雰囲気を出すために、ガラス張りの後ろにすぐ見えるところで窓越しにぱっと目に入るように使う、そういう手法もあるんです。

それから、本当の木じゃなくて木材をチップにした人工木材というのがあって、耐久性もそこそこあると言われてます。ですから、外に使う場合はそういう材質を選ばなければならぬので、コストアップにつながる要因にもなりません。

申し上げたいことがもう一つあります。今のご指摘の値段がどうだろうかということですが、端的に言うと、高いものです。方針としてですが、高いからと言って0か100かではないと思うんです。これだけの施設を作るわけですから、そ

の入口部分であるとか、皆さんがこの施設に訪れて必ず通るところとか、そういったところに絞って温かみのある雰囲気を感じさせるような使い方を検討していかなければならない、と私たちは考えます。

C委員

よく分かりました。

委員長

ありがとうございました。いろいろ皆さんのご意見をいただきましたので、国設計さんも今日の話をよく理解していただいて、また次回にお話をいただきたいと思います。

それでは、「(3)その他」の方に入らせていただきます。事務局で何かありますか。

事務局

それでは、事務局からスケジュール等を簡単にお伝えします。

まず、この基本設計ですが、このあと11月に2回、検討をしていただきます。その内容を、12月の市議会定例会で報告させていただきたいと思っています。

その後は、年が明けましたら地区全体説明会などを開催したいと考えています。

また現在、近隣の住宅に対しまして、家屋調査を実施させていただいております。この家屋調査が1月に終了となりますので、その後、速やかに解体に向けた手続きに入っていきたいと考えております。概ね解体が6か月くらいかと考えています。

スケジュールをご説明しましたが、この他にも、先日ご説明したように、10月3日火曜日と7日土曜日に北側住宅辻堂海岸団地の1号棟から3号棟までを戸別に訪問して、建物の位置と各戸毎の日影の状況についてご説明をさせていただきました。概ね40戸くらいを訪問させていただきました。訪問してお会いできなかったところは、資料をお渡しする、投函すると共に、ご不明な点はお尋ねくださいというメモを残させていただいております。

B委員

ここで言ったらまずいかなと思うんですが、日影の説明に来られていない方が何人がいらっちゃって、首を長くして待っておる1人でございます。

事務局

10月3日に、お会いしていると思うのですが。

B委員

あれは立ち話です、私は理解しておりません。ピンポンを押してください、もう1回。

もう1つですが、午後4時からこの会議が始まっています。夏場だったらいい時間帯ですが、冬場は、傍聴者の方、特に主婦の方、主夫の方は、食事時の準備で傍聴したいけれどもできないとかを何人かから言われました。冬場はもっと早い時間にしていいただければと思います。

市民自治推進課

次の事務連絡でお話しようと思っていたのですが、次の建設検討委員会は午後2時からやります。確かにもう暗くなってきていますので、その辺は考慮させていただきます。

3 事務連絡

事務局

それでは、次第の「3.事務連絡」です。まず、会議内容を整理させていただきます。

最初に、「次第」をご覧ください。前回の委員会の確認については、資料2を用いてご説明しました。

また、庁内ヒアリングについては、国設計さんから、ご説明をいただきました。交流スペースの拡張、相談室の配置を変えたこと、階段室2の入口位置等を変えたこと、泡消火設備の機械室などを設けたこと、あとは2階テラスから3階に上がる津波避難用階段の位置をずらしたこと、防災倉庫の外からの入口を設置したこと、それから、自販機スペースを2ヶ所設置したことです。これらを図面に記載していただいておりますので、諸室配置を含めて、ご確認いただいたということです。

また、検討事項の「周辺道路について」ですが、交通規制は一度現状変更をすると元に戻すことが困難だということから、南側道路を双方向通行に変更し、その後の交通量を見てから、西側道路の変更を検討することになりました。他には、満車・空車表示を設置したり、消防出張所前にゼブラゾーンを設置したりすることで、駐車待ちに配慮するとともに、駐車場からの出庫時には左折するよう誘導する看板を設けるなどにより、団地の方に車が入り込まない配慮をすることになりました。

津波避難動線については、屋上に至る動線の確認をしていただきました。この中で、2階から3階に車椅子で上がるために、階段室1に板を設置することで対応するかどうか、それは備品で検討していくということでした。

施設のイメージについては、コンセプトからテーマを導き、そのイメージ写真を国設計さんからご説明していただき、ご確認をしていただきました。今までの検討が反映されたイメージだというお話をいただいたのと、防災については安心というのも大切だという意見と、消防車を見られるようにすることと、安全の確保をしながら見学できるようにしたいというご意見をいただきました。また、スロープの設置は「安心」を感じられる具体的なものとして、道路からよく見える場所に設けるようにというお話もいただきました。

「その他」のところ、スケジュール、北側住宅を戸別に説明にうかがったことをご報告させていただきました。

本日の資料についてですが、傍聴人の方にはお持ち帰りいただいてもよろしいと思います。

次回の確認ですが、11月10日金曜日午後2時から、第1談話室となりますので、よろしくお願いいたします。

4 閉会

委員長

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。これもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。